

特定生産緑地(宝塚市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名 称		位 置	特定生産緑地の 解除面積
安倉南8	生産緑地地区	安倉南4丁目 地内	約 455 m ²
安倉北6	生産緑地地区	安倉北3丁目 地内	約 624 m ²
安倉北20	生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 728 m ²
安倉中26	生産緑地地区	安倉中5丁目 地内	約 1,041 m ²
安倉中11	生産緑地地区	安倉中3丁目 地内	約 749 m ²
安倉中14	生産緑地地区	安倉中4丁目 地内	約 268 m ²
合 計	6地区		約 3,865 m ²
			約 0.39 ha

「区域は解除図表示のとおり」